

平成 20 年 6 月 6 日

財務大臣 額 賀 福 志 郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

中山 信 弘

印

答 申 書

平成 20 年 6 月 6 日付財関第 599 号をもって諮問のあった暫定的な不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 8 条第 9 項第 1 号の規定によりオーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに対する暫定的な不当廉売関税の課税については、諮問どおりに行うことが適当であると認める。